

教育理念・目指す人間像



学校経営の基本方針

これからの社会は、あらゆるものがインターネットにつながり、人間の知性や身体を人工の知能や機械が補完・拡張し、現実の空間・体験とバーチャルな空間・体験の境があいまいになっていく。また、遺伝子工学や再生医療等の医学の進歩により、人生 100 年時代を迎えるといわれる。

そのような社会を生きる子どもたちには、

- (1) 情報を広く集め、その内容の正誤を判断し、それらをもとに自分で考え、判断し、行動できる力
- (2) 他者と共存しながら自由に生き、よりよい社会生活を送ることのできる力

を育てていきたい。

その実現のために、教職員、保護者、地域社会が一体となって、学校を「安全・安心」な場としていく。

そのうえで、教職員の創意工夫と責任ある教育活動により、子どもたちが、自ら選択する機会を増やし、互いを尊重し、「知識・技能」、「思考力・判断力」はもとより、「学びに向かう姿勢・態度」や「豊かな人権感覚や感性」、「心身の健康」を総合的に育てていく。

学校教育目標

自ら考え行動し、違いを認め共に生きる人を育てる

めざす学校像

- 「人はみな違う」をもとに、お互いを認め尊重し合える学校
- すべての子どもにとって、安全で安心できる場としての学校
- 教職員と子どもたちが信頼し合い、ともに学び、高め合える学校
- 変化する社会・を見据え、工夫・改善された教育実践を展開する学校

めざす教職員像

- 子ども一人ひとりの違いを尊重し、自律を支援する教職員
- 教育を通して、社会に貢献しようとする教職員
- 社会の変化をとらえ、常に自己研鑽に励み、ともに伸びようとする教職員
- 社会人としての分別を備え、保護者や地域社会から信頼される教職員

本年度の基本方針・重点目標

1. 学力の向上

① 授業改善の推進

- 学力向上推進プランに基づいて、学力向上推進教員を中心に組織的に取り組む。
- 子どものよいところを伸ばす肯定的評価活動を行い、学ぶ意欲を高め、安心して学習に取り組める学習集団を育てる。
- 授業のユニバーサルデザインの3つの視点（「焦点化」「視覚化」「共有化」）を取り入れて、「わかる・できる・探究する」授業づくりをすすめる。
- 授業のめあてを明確にして、個別最適、協働的な学びの実践をすすめる。
- 言語活動を充実し、言語力（読む、書く、聴く、話す、考える）を育成する。
- 情報活用能力を育成し、ICT（学習者用タブレット端末、クラウド）を効果的に活用する授業づくりをすすめる。

② 自立した学習者の育成

- 学年の系統性と授業と連続性のある家庭学習の設定を検討する。
- 自主学習ノートの活用を継続し、自学自習力を高め、家庭学習習慣の定着を図る。
- ICT（学習者用タブレット端末、クラウド）を活用した家庭学習を効果的に提供する。
- 学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき、子どもたちの読書活動を推進する。
- 学校図書館の環境を整備し、読み聞かせや毎日開放等、子どもたちが読書に親しむ機会を充実する。

③ 支援教育の充実

- 支援を必要とする子どもに応じた合理的配慮を提供し、全ての子どもの障がいに対する理解を深めるよう、インクルーシブ教育を推進する。
- 個別の教育支援計画および個別の指導計画をふまえ、一人ひとりの障がい種別に応じた指導を工夫・改善する。
- 支援教育コーディネーターを中心とし、校内支援体制および外部機関との連携の充実する。

2. 人権感覚の醸成

④ 人権教育の充実

- 学校全体の人権感覚を高めるための校内研修を行う。
- 教育活動全体を通して子どもが豊かな人間関係を築き、自他を尊重できる集団作りに取り組む。
- 指導計画に基づき、さまざまな人権教育を系統的に実践する。
- 国際理解教育の指導計画に基づき外国の文化や歴史を正しく理解し、互いに尊重する関係性を育む。
- ワールドクラスの開設を視野に入れ、日本語指導担当教員を中心に、外国にルーツをもつ児童の自尊感情を高める取り組みをすすめる。

⑤ 道徳教育の充実

- 全体計画・年間指導計画に基づき、「考え議論する道徳」の授業実践・改善を行う。
- 体験的な活動を効果的に組み合わせた指導方法の充実を図る。

⑥ 生徒指導、キャリア教育の充実

- ・ キャリアパスポートを活用し、将来の夢や目標を考えることができるようキャリア教育を推進する。
- ・ NPO 法人等の出前授業を活用する。
- ・ 児童会による自治活動をはじめとする特別活動を充実する。
- ・ いじめ防止基本方針、いじめ対応マニュアルに基づき、組織的な対応を徹底する。
- ・ 子どもの状況を把握するとともに、子ども自身が振り返られるよう定期的にアンケートを実施する。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、個に応じた登校支援を行う。
- ・ 校内教育支援センター（ステップルーム）の環境整備および体制づくりにより、子どもの居場所を充実する。
- ・ 虐待防止のため、関係機関との連携を強化し、子どもの安全を最優先とした対応を行う。

3. 健康・安全

⑦ 健康・体力づくり

- ・ 体力向上プランに基づき、子どもの体力向上をめざす取り組みをすすめる。
- ・ 運動行事や運動月間等の子どもが目標を持って運動に親しむ機会を充実する。
- ・ 運動やスポーツの魅力に触れる機会を増やし、運動好きの子どもの育成をめざす。
- ・ 食に関する全体計画に基づき、計画的に食育をすすめる。
- ・ 食物アレルギーについて、全教職員が緊急時の対応をできるよう情報共有を行い、対応研修を行う。
- ・ 感染症予防を行い、子ども自らが守ることのできる、知識・技能を育てる。
- ・ 保健衛生管理やよりよい食習慣について、家庭への啓発を推進し協力を求める。

⑧ 安全・安心な環境づくり

- ・ 防災マニュアルおよび危機管理対応マニュアルに基づいた防災避難体制・危機管理体制を確立する。
- ・ 子どもが災害時等に迅速に対応できるよう、災害の種別を想定した避難訓練を行う。
- ・ 子どもの安全に対する意識を高めるよう、交通安全教育を行う。
- ・ 子どもが自分のことを自分で守る意識を高めるよう、防犯教育を行う。
- ・ 家庭・地域・関係機関との連携による子どもの見守り活動等を行う。

5. 開かれ、つながる学校づくり

⑨ 小中一貫教育の充実

- ・ 学校運営協議会を基盤として、地域との連携を深め、地域とともにある学校づくりを進める。
- ・ 定期的に小中一貫会議を行い、9年間の学びと育ちのつながりを意識した取組みを推進する。

⑩ 学校力の向上

- ・ 子どもや保護者等による学校教育自己診断を実施し、学校評価を行い、教育活動に反映する。
- ・ 様々な教育活動や情報を学校だよりやホームページ等によって情報発信を行う。
- ・ 授業参観や学校公開などによって、地域や保護者に開かれた学校づくりを進める。
- ・ 不祥事防止に向けた定期的な事例検討会を実施するとともにハラスメント・体罰の禁止を徹底する。